

議案第 6 3 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 契約の相手方

住 所 倉吉市

氏 名 高 田 充 征

資 格 税理士

2 契約の始期

平成 2 7 年 4 月 1 日

3 費用の算定方法

9, 1 5 0, 0 0 0 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。